

三 労 発 基 0530 第 6 号

令 和 5 年 5 月 30 日

四日市コンテナ協力会社

災害防止協議会等連絡協議会長 殿

三重労働局長

(公印省略)

労働安全衛生規則第577条の2第2項の規定に基づき厚生労働大臣
が定める物及び厚生労働大臣が定める濃度の基準の適用について

平素は、労働基準行政の推進にご理解ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

労働安全衛生規則第577条の2第2項の規定に基づき厚生労働大臣が定める物及び厚生労働大臣が定める濃度の基準（令和5年厚生労働省告示第177号）【別添1】が、令和5年4月27日に告示され、別添2の施行通達に基づき、令和6年4月1日から適用することとなりました。

つきましては、貴団体におかれましても、傘下会員事業場等に対する周知徹底につきまして、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。